

跡見学園女子大学学位規程

(目的)

第一条 この規程は、跡見学園女子大学学則（以下「大学学則」という。）第三十二条第二項及び跡見学園女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第三十一条第二項に基づき、跡見学園女子大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関して必要な事項を定める。

(学位)

第二条 本学で授与する学位は、学士又は修士とする。

(学士の学位授与の要件)

第三条 学士の学位の授与は、大学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第四条 修士の学位の授与は、大学院学則の定めるところにより、本学の大学院の修士課程を修了した者に対して行うものとする。

(学士の学位)

第五条 本学は、学士の学位を授与するに当たっては、次表の通り専攻分野の名称を付記するものとする。

学 部	学 科	学 位
文 学 部	人文学科	学士（人文学）
	現代文化表現学科	学士（文化表現学）
	コミュニケーション文化学科	学士（コミュニケーション文化学）
	臨床心理学科	学士（臨床心理学）
マネジメント学部	マネジメント学科	学士（マネジメント学）
	観光マネジメント学科 ※1	学士（マネジメント学）
	生活環境マネジメント学科	学士（マネジメント学）
観光コミュニティ学部	観光デザイン学科 ※2	学士（観光学）
	コミュニティデザイン学科 ※3	学士（社会学）

※1 平成二十二年度教育課程生まで適用

※2 ※3 平成二十七年度教育課程生より適用

(修士の学位)

第六条 本学は、修士の学位を授与するに当たっては、次表の通り専攻分野の名称を付記するものとする。

研 究 科	専 攻	学 位
人文科学研究科	日本文化専攻	修士（人文学）
	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）
マネジメント研究科	マネジメント専攻	修士（マネジメント学）

(学位の名称)

第七条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「跡見学園女子大学」と付記しなければならない。

(修士論文の提出)

第八条 修士論文は、正本一部、副本二部を作成し、一月十日までに、学務部を通じて研究科委員会に提

出するものとする。

(修士論文の審査)

第九条 修士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が修士課程修了に必要な在学要件と単位修得要件を満たす者に対して行う。

- 2 研究科委員会は、修士論文提出者一名に対し、研究指導教員を含む審査委員三名を選任する。
- 3 研究科委員会は、前項の審査委員のうち一名までを他の大学院又は研究所等の教員等に委嘱することができる。
- 4 研究科委員会は、前々項の審査委員うち一名を主査委員として選任する。ただし、前項に基づく審査委員は、主査委員となることができない。
- 5 審査委員は、研究科委員会の定める期日までに論文を査読し評価しなければならない。
- 6 最終試験は、研究科委員会の定める期日に、修士論文の審査委員が行う。
- 7 修士論文の審査基準については別に定める。
- 8 主査委員は、論文の評価及び最終試験の結果を研究科委員会に文書で報告する。
- 9 研究科委員会は前項の報告を聴いて、修士論文の可否を判定する。
- 10 研究科長は、前項の判定を学長に報告しなければならない。
- 11 修士論文は、文学部研究室、マネジメント学部研究室がそれぞれ管理する。

(学位記の授与)

第十条 学長は、学位を証するため、その授与された者に学位記を授与する。

- 2 学位記の様式は、別記様式の通りとする。

(改正)

第十一条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

- 2 学位記授与に関する規程を平成十三年度以前入学生の卒業をもって廃止する。

附 則 この規程は、平成十八年四月一日から改正して施行する。

附 則 この規程は、平成二十二年四月一日から改正して施行する。

附 則 この規程は、平成二十四年四月一日から改正して施行する。

附 則 この規程は、平成二十七年四月一日から改正して施行する。

別記様式

学士の学位記の様式

跡見学園女子大学長 印	〇〇学部〇〇学科 〇〇学	〇〇年〇月〇日	学位記 氏名
〇〇学部長 印	〇〇学	〇〇年〇月〇日	
跡見学園女子大学 〇〇学部長	〇〇学	〇〇年〇月〇日	

修士の学位記の様式

跡見学園女子大学長 印	〇〇研究科長 印	〇〇年〇月〇日	学位記 氏名
〇〇研究科長 印	〇〇研究科 〇〇専	〇〇年〇月〇日	
跡見学園女子大学院 〇〇研究科長	〇〇研究科 〇〇専	〇〇年〇月〇日	